

**憲 法** (配点 60 点)**【問題】**

以下の【設例】を読んで、各【設問】に答えなさい。

**【設例】**

仏教系の新興宗教の団体であるQ教団は、宗教法人法の所定の手続にのっとり成立した宗教法人である。

Q教団の僧侶らは、ここ数年間、組織的かつ計画的に、いわゆる靈感商法（先祖の因縁や霊の崇りの話をうい不安を煽って、数珠などを法外な値段で売ったり、供養料などの名目で高額な対価を支払わせたりする行為）を行ってきた。実際、Q教団は、健康や仕事などで悩みのある者をチラシで募り、寺院に訪れた相談者に対して献金を説得する手順を記したマニュアルを作成し、僧侶らには、給与算定の基準として、相談者からの献金額のノルマを設定していた。Q教団による靈感商法の事案は数百件に上り、その大半について、「宗教活動の名の下に、僧侶らが、霊能者のように装い、多数の被害者から高額な金銭を騙し取った。」との事実認定に基づき詐欺事件として立件され、有罪判決が下った。

**【設問 1】** (配点 20 点)

Q教団が靈感商法を行うようになる以前、同教団の熱心な信徒であったXは、同教団の本尊たる仏像を安置するための本堂を建立する資金として、同教団に100万円を寄付していた。しかし今般、Xは、Q教団の宗教上の教義に不信を抱くようになり、同教団から脱会の上、その本尊たる仏像は偽物であったとして、錯誤による贈与の取消しを理由に不当利得の返還を求める訴訟を提起した。

この事案において、裁判所はどのような判決を下すべきか。関連判例にも言及しつつ、憲法76条1項にいう「司法権」ないし裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」の観点から検討しなさい。

**【設問 2】** (配点 40 点)

宗教法人Q教団の所轄庁であったA県知事は、宗教法人法81条1項に基づき、同宗教法人に対する解散命令をA地方裁判所に請求した。その理由は、Q教団が行った靈感商法が、同法同条同項で解散命令事由として定められている「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」（1号）及び「第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」（2号前段）に該当する、というものであった。

この事案において、裁判所が、宗教法人Q教団の解散を命ずることは憲法20条1項に違反しないか。関連判例にも言及しつつ、検討しなさい。

【参照法令】

○ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

2 憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。

（宗教団体の定義）

第2条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

（法人格）

第4条 宗教団体は、この法律により、法人となることができる。

2 この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となつた宗教団体をいう。

（解散命令）

第81条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。

二 第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は1年以上にわたつてその目的のための行為をしないこと。

三～五 （略）

2 前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3 第1項の規定による裁判には、理由を付さなければならない。

4 裁判所は、第1項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならない。

5 第1項の規定による裁判に対しては、当該宗教法人又は同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官に限り、即時抗告をすることができる。（後段略）

6 （略）

7 第2項から前項までに規定するものを除くほか、第1項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の定めるところによる。

以上